

IX. 議会事務局

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
政務調査費	自由民主党	130,680,000
	民主党	15,840,000
	社会民主党県議団	11,880,000
	公明党・新政クラブ	11,880,000
	愛媛県議会 日本共産党議員団	4,147,115
	県政改革クラブ	3,960,000
	環境市民	3,960,000
	愛レイバー大五クラブ	3,960,000
	県民ネットワークの会	2,970,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

地方自治法第 100 条第 13 項、第 14 項⁴⁸に基づき、「愛媛県政務調査費の交付に関する条例」が定められ、愛媛県議会の会派で愛媛県議会運営委員会において認定されたものに対して交付される愛媛県議会議員の調査研究のための必要の経費の一部として支給される交付金である。

具体的には、「愛媛県政務調査費の交付に関する規程」第 5 条に定める調査研究・研修・会議・資料作成・資料購入・広報・事務所・事務・人件の各費用の用途のために支出される経費に対して、一人当たり 33 万円/月(昭和 51 年に設けられた「県政調査研究交付金」としての補助金交付が平成 12 年の地方分権推進をはかるための法律に基づき、改正されたが、改正後も同額のままと交付されるものである。

政務調査費については、現在国や他の自治体においても議論が多数あり、愛媛県でも用途の透明化を図るため、この 2 月定例議会において「愛媛県政務調査費の交付に関する条例」の改正を行い、次のとおり見直しを行ったところであり、平成 20 年度から実施予定である。

⁴⁸ **13** 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

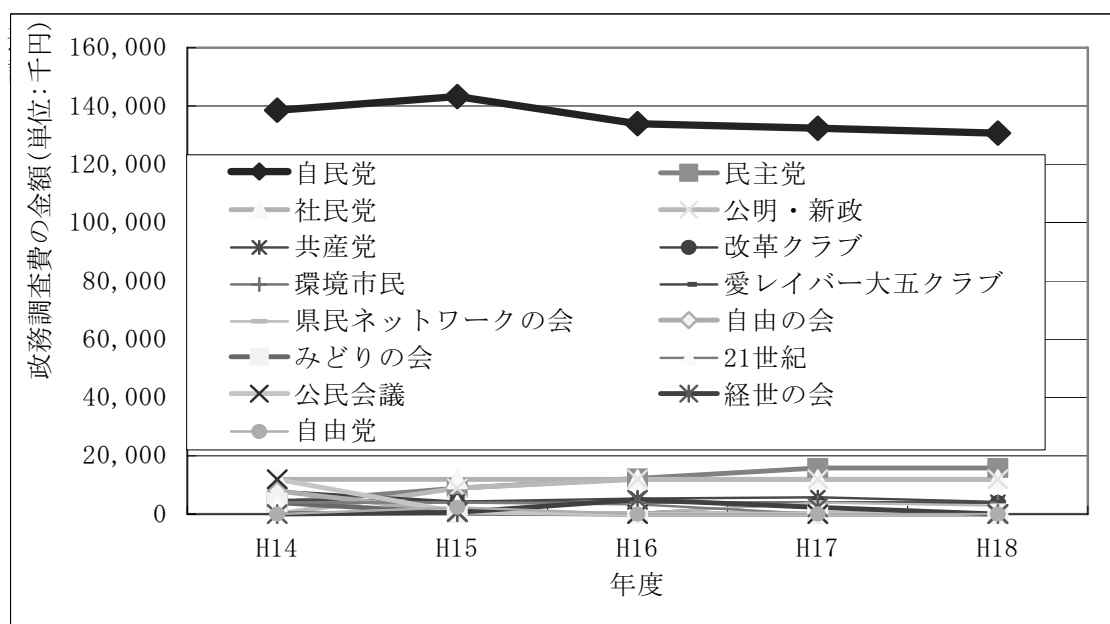
14 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

- ① 交付対象を会派から議員に変更する。
- ② 1件1万円以上の支出について領収書添付を義務付ける。
- ③ 収支報告書の記載内容を詳細にする。
- ④ 収支報告書・領収書等の閲覧規定を設ける。
- ⑤ 事務処理マニュアルを作成し、使途基準を明確にする。

(2) 過去の支出状況

単位：千円

	H14	H15	H16	H17	H18
自民党	138,600	143,220	133,980	132,330	130,680
民主党	3,960	8,910	12,210	15,840	15,840
社民党	11,880	11,880	11,880	11,880	11,880
公明・新政	0	8,910	11,880	11,880	11,880
共産党	4,889	4,255	5,336	5,752	4,148
改革クラブ	7,920	4,290	3,960	3,960	3,960
環境市民	3,960	3,960	3,960	3,960	3,960
愛レイバー大五クラブ	0	0	330	3,960	3,960
県民ネットワークの会	0	0	330	3,960	2,970
自由の会	7,920	660	0	0	0
みどりの会	3,960	330	0	0	0
21世紀	3,960	3,960	3,300	0	0
公民会議	11,880	704	0	0	0
経世の会	0	660	4,950	2,310	0
自由党	0	2,310	0	0	0
計	198,929	194,049	192,116	195,832	189,278



※精算後、返還している会派については、返還後のネットの金額である。

2. 監査結果

現在の「愛媛県政務調査費の交付に関する条例」第 8 条において会派は、議長が定める使途基準に従い、政務調査費を適正に使用しなければならない。とあり、又第 11 条において、知事は会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において第 8 条に規定する使途基準に従って支出した政務調査費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額の政務調査費の返還を命ずることができる。とあることから県は政務調査費がその使途基準に従い適正に使用されたかどうかを検証し、残余がある場合はその返還命令を行う必要があるが、収支報告書を受けこれを確認するにとどめ、その実質的検証を行っていない。

過去 5 年間の上記の交付状況をみたが、残余を返還してきている会派は 2 つあり、又そのうち 1 会派は毎年返還額があることから、検証の必要性は高いと思われる。収支報告書に領収書添付がない現在の状態においても、各会派で保管している請求書、領収書その他証拠書類との照合等の実証手続、その他検証手続を行うべきである。(指摘)

X. 愛媛県選挙管理委員会

負担金、補助及び交付金の名称	負担金の支出先	平成 19 年度 負担金の金額(円)
平成 19 年 4 月 8 日執行愛媛県議会議員選挙における公費負担金 (燃料代)	47 名	1,999,076

1. 負担金の概要等

(1) 負担金の目的、趣旨

公職選挙法は、資金力の多寡による候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙公営制度を採用しており、その一つとして選挙運動用自動車の燃料代の公費負担制度がある。

愛媛県は、公職選挙法第 141 条第 8 項の規定に基づき、愛媛県議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用について、条例にしたがって公費負担を行っている。

具体的内容について「候補者のしおり」を参照すると、

2 選挙運動用自動車・船舶

- (1) 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶は、いずれか 1 台に限り使用できます。・・・略・・・
- (2) から (6) ・・・略・・・
- (7) 選挙運動用自動車使用の公営
 - ① 候補者は、供託物没収にならない場合に限り、次の範囲で選挙運動用自動車を無料で使用することができます (公営条例 2, 4)

- ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合
自動車1台につき、使用された各日（同一の日においては自動車1台に限る。）
についてその使用に対し支払うべき金額（1日の限度額 64,500 円）の合計金額
- イ 上記アの一般運送契約以外の契約の場合
- (ア) 自動車借入れ契約の場合
自動車1台につき、使用された各日（同一の日においては自動車1台に限る。）
についてその使用に対し支払うべき金額(1日の限度額 15,300 円)の合計金額
- (イ) 自動車の燃料の供給に関する契約の場合
自動車に供給した燃料の代金（上限 7,350 円に立候補届出の日から選挙期日の
前日までの日数を乗じて得た金額）
- (ウ) ……略……

候補者が一括契約によらないで自動車の燃料について公費負担を受けるためには、以下の
手続きが必要となっている。

- ① 燃料供給業者との有償契約の締結
- ② 契約書の写しを添えて契約届出書を選挙管理委員会に提出
- ③ 公費負担の限度額を記載した「選挙運動用自動車使用証明書」を契約業者
に提出
- ④ 「自動車燃料代確認申請書」を選挙管理委員会に提出
- ⑤ 選挙管理委員会より「自動車燃料代確認書」を受領
- ⑥ 「自動車燃料代確認書」を契約業者に提出

契約業者は、選挙期間中において選挙運動用自動車に対して給油を行い、選挙終了後に
契約した候補者が供託物没収を受けていないかどうかを確認し、実際の給油量に契約単価
を積算し販売金額について基準限度額の範囲内において、県にその支払いを請求すること
となる。

(2) 負担金の誤った受給問題

平成 19 年 12 月に、新居浜市議選における選挙運動車の公費負担燃料費不正請求問題を
端緒として、衆院選や参院選と共に平成 19 年 4 月の県議会議員選挙においても請求の問題
が発覚し、県選挙管理委員会に対して、全額あるいは一部返還を申し出る候補者が相次ぐ
こととなった。平成 20 年 3 月 1 日現在における返納状況は、次のとおりである。

候補者数	供託金 没収	一括 契約	請求 なし	公費負担金		うち、返納分		
				人数	金額	人数	請求額	返納額
59 人	2 人	6 人	4 人	47 人	1,999,076 円	20 人	1,182,522 円	910,784 円

立候補者 59 名のうち燃料代について公費の支払いを受けたもの 47 名であり、返納があ
ったものは 20 名となっている。誤った請求の具体的な内容としては、本来、実際に使用さ

れた給油量に基づいて計算されるべき請求金額が架空の販売数量に基づいていた事例や、
 随行車を含めた給油実績をもとに請求金額の算定がなされていたものなどである。

誤った請求が発生した原因分析

県によると、公費負担金の誤った請求が発生した原因は、候補者、選挙運動従事者及び
 燃料供給業者の制度の理解不足に加えて、請求から支払までの間において、制度上十分な
 チェックがされているとはいえない点にあることである。

責任の追及と再発防止対策

新居浜市や松山市の選挙管理委員会では、実態の確認のための更なる調査を開始してい
 るとのことである。

県においては、本件が「負担金」であること、さらには「愛媛県議会議員及び愛媛県知
 事の選挙運動の公費負担に関する条例(平成 19 年 7 月 13 日改正)」、「愛媛県議会議員及び
 愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成 20 年 3 月 11 日改正後)」
 からして、条例上、燃料供給業者及び候補者に書類の保存義務がなく、且つ、県には調査
 権限もないので、調査はできないとのことである。(以前に、知事が相当の人員や時間を要
 するため返還額よりも経費が多額となることが予想されるため調査は実施しないで、候補
 者の自主的な調査と対応に委ねる方針と述べられたが、実務担当者としてはこのように根
 拠規定がないことから調査できないというのが実情であるとする。)

また、以下は平成 19 年 4 月 8 日執行の愛媛県議会議員選挙における候補者別の燃料代公
 費負担請求者と支払額及び平成 20 年 1 月 10 日時点の返納申出額とその控除後の負担金額
 を一覧表にまとめたものである。燃料費の請求者 47 名中 20 名の返納申出者 (42.5%) は、
 異常な数字である。また、返納の申出がない請求者のなかにも 1 日当たりあるいは上限額
 のものが散見される。返納者の返納額と比較すれば、不適切な請求の可能性は高いと推測
 される。

平成 19 年 4 月 8 日執行愛媛県議会議員選挙における燃料代公費負担請求者一覧 H20.3.1 現在

候補者名	請求者	支払日	支払額	返納 申出額	差引 負担額
A 氏	a 社	H19.6.1	1,702	0	1,702
B 氏	b 社	H19.6.1	7,350	7,350	0
C 氏	c 社	H19.6.1	66,150		66,150
D 氏	d 社	H19.6.1	66,150	66,150	0
E 氏	e 社	H19.6.1	66,150	41,833	24,317
F 氏	f 社	H19.6.1	66,150	25,265	40,885
G 氏	g 社	H19.6.1	66,150	66,150	0

H氏	h社	H19.6.1	66,150		66,150
I氏	i社	H19.6.1	61,750		61,750
J氏	j社	H19.6.1	66,150	66,150	0
K氏	k社	H19.5.29	19,822		19,822
L氏	l社	H19.6.1	47,600		47,600
M氏	m社	H19.6.1	38,206		38,206
N氏	n社	H19.6.1	17,444		17,444
O氏	o社	H19.6.1	19,710		19,710
P氏	燃料契約なし		0		0
Q氏	一括契約		0		0
R氏	一括契約		0		0
S氏	一括契約		0		0
T氏	一括契約		0		0
U氏	一括契約		0		0
V氏	p社	H19.6.12	66,150		66,150
W氏	q社	H19.6.12	66,150	27,791	38,359
X氏	r社	H19.6.12	66,150	35,875	30,275
Y氏	s社	H19.6.12	58,422	31,570	26,852
Z氏	t社	H19.6.12	24,878		24,878
AA氏	u社	H19.6.15	23,800		23,800
AB氏	v社	H19.6.12	23,884		23,884
AC氏	w社	H19.6.12	25,732		25,732
AD氏	x社	H19.6.12	22,820		22,820
AE氏	供託金没収		0		0
AF氏	y社	H19.6.1	8,400	8,400	0
AG氏	z社	H19.6.1	8,160		8,160
AH氏	aa社	H19.6.1	8,260		8,260
AI氏	ab社	H19.6.1	7,367		7,367
AJ氏	ac社	H19.6.1	20,789		20,789
AK氏	ad社	H19.6.1	3,854		23,431
	ae社	H19.6.1	6,570		
	af社	H19.6.1	13,007		
AL氏	供託金没収		0		0
AM氏	ag社	H19.6.12	28,560		28,560

AN 氏	ah 社	H19. 6. 1	66, 150	66, 150	0
AO 氏	ai 社	H19. 6. 12	66, 150	48, 832	17, 318
AP 氏	aj 社	H19. 6. 12	66, 150	40, 229	25, 921
AQ 氏	ak 社	H19. 6. 1	64, 800	43, 834	20, 966
AR 氏	al 社	H19. 6. 1	64, 800	64, 800	0
AS 氏	am 社	H19. 6. 12	64, 800	61, 497	3, 303
AT 氏	an 社	H19. 6. 12	65, 258		65, 258
AU 氏	ao 社	H19. 6. 1	63, 000		63, 000
AV 氏	ap 社	H19. 6. 12	54, 000	41, 084	12, 916
AW 氏	一括契約		0		0
AX 氏	aq 社	H19. 6. 1	2, 600		2, 600
AY 氏	請求なし		0		0
AZ 氏	ar 社	H19. 6. 1	7, 350		7, 350
BA 氏	as 社	H19. 6. 12	66, 150	35, 524	30, 626
BB 氏	at 社	H19. 6. 12	66, 150	66, 150	0
BC 氏	au 社	H19. 6. 12	18, 181		18, 181
BD 氏	請求なし		0		0
BE 氏	請求なし		0		0
BF 氏	av 社	H19. 6. 1	66, 150	66, 150	0
BG 氏	aw 社	H19. 6. 1	37, 800		37, 800

また、以下の表は、平成 15 年 4 月 13 日執行の愛媛県議会議員選挙における燃料代公費負担請求者の一覧である。平成 19 年度における多数の返納者の実績を見れば、平成 15 年度についても同様の不適切な請求は多数存在することが、予想される。

平成 15 年 4 月 13 日執行愛媛県議会議員選挙における燃料代公費負担請求者一覧

候補者名	平成 15 年		平成 19 年		
	請求者	請求額	請求者	請求額 (訂正前)	請求額 (訂正後)
BH 氏	ax 社	66, 150	cy 社	66, 150	24, 317
BI 氏	ay 社	66, 150	cz 社	66, 150	40, 885
BJ 氏	一括契約	(580, 500)	da 社	66, 150	0
BK 氏	az 社	25, 614	db 社	66, 150	訂正なし
BL 氏	ba 社	33, 300	dc 社	61, 750	訂正なし
BM 氏	bb 社	66, 150	de 社	66, 150	0

BN 氏	bc 社	66,150	df 社	38,206	訂正なし
BO 氏	bd 社	54,497	dg 社	17,444	訂正なし
BP 氏	be 社	14,292	dh 社	19,710	訂正なし
BQ 氏	bf 社	(580,500)	一括契約	0	
BR 氏	bg 社	(580,500)	一括契約	0	
BS 氏	bh 社	14,986	一括契約	0	
BT 氏	bi 社	(580,500)	di 社		
BU 氏	bj 社	17,439	dj 社		
BV 氏	bk 社	(580,500)	dk 社		
BW 氏	bl 社	56,700	dl 社	58,422	26,852
BX 氏	bm 社	13,576			
BY 氏	bn 社	56,689	dm 社	23,800	訂正なし
BZ 氏	bo 社	21,899	dn 社	25,732	訂正なし
CA 氏	bp 社	66,150	do 社	22,820	訂正なし
CB 氏	bq 社	27,409			
CC 氏	br 社	66,150	dp 社	8,400	0
CD 氏	bs 社	58,320			
CE 氏	bt 社	1,700			
CF 氏	bu 社	6,300	dq 社	20,789	訂正なし
CG 氏	bv 社	66,150	dr 社	66,150	0
CH 氏	bw 社	66,150	ds 社	66,150	17,318
CI 氏	bx 社	66,150	dt 社	64,800	20,966
CJ 氏	by 社	66,150			
CK 氏	bz 社	16,764			
CL 氏	ca 社	66,150	du 社	64,800	0
CM 氏	cb 社	1,722			
CN 氏	cc 社	3,675	dv 社	65,258	訂正なし
CO 氏	cd 社	23,884			
CP 氏	請求なし				
CQ 氏	ce 社	2,881	dw 社	18,181	訂正なし
CR 氏	cf 社	7,070			
CS 氏	cg 社	7,350	dx 社	7,350	訂正なし
CT 氏	ch 社	7,350			
CU 氏	請求なし		一括契約	0	
CV 氏	ci 社	7,350	dy 社	66,150	30,626

CW 氏	ej 社	8,100			
CX 氏	ck 社	8,100	dz 社	66,150	訂正なし
CY 氏	cl 社	7,345	ea 社	66,150	38,359
CZ 氏	請求なし				
DA 氏	一括契約	(580,500)			
DB 氏	cm 社	66,150			
DC 氏	請求なし		eb 社	47,600	訂正なし
DD 氏	cn 社	58,800	ec 社	1,702	訂正なし
	co 社	7,350			
DE 氏	cp 社	22,939			
DF 氏	cq 社	26,850	ed 社	7,350	0
DG 氏	cr 社	4,200	ee 社	2,600	訂正なし
DH 氏	cs 社	7,425			
DI 氏	請求なし		請求なし	0	
DJ 氏	ct 社	9,360			
DK 氏	cu 社	23,075	ef 社	8,160	訂正なし
DL 氏	cv 社	66,150	eg 社	8,260	訂正なし
DM 氏	cw 社	66,150	eh 社	7,367	訂正なし
DN 氏	cx 社	4,400	ei 社	66,150	訂正なし

平成 15 年 一括契約限度額 64,500 円*9 日=580,500 円

平成 15 年 自動車燃料代限度額 7,350 円*9 日=66,150 円

2. 監査結果

(1)燃料費の負担請求について、誤った請求による返納申し入れが相次いでいる事態に対して、愛媛県の対応は不適切である。見本の様式が誤解を招いた恐れがあるとのことであるが、候補者のしおりには負担の限度額にははっきりと記載がなされており、候補者が通常の注意をもってすれば理解可能であり、一部の候補者が主張するような誤認したことによる請求の正当性はなんら生じる余地はない。また、チェックが不十分であることは間違いない事実である。制度を理解している担当職員が正当な注意を払って請求内訳書を見ていれば、自動車使用証明書に記載された日ごとの限度額がそのまま販売実績金額になっている記載を不自然だと認識できないはずはないと思う。

よしんば、誤認請求を見抜けなかった当時の事情を容認したとしても、問題が発覚し多数の返納申し入れが相次いでいる状況で、返納申し出のない請求者のうち上限額の請求者や今回返納された請求者で平成 15 年にも上限額を請求した請求者については、監査人としては、制度誤認が継続的に続いていたと思われる状況下で更なる不適切な支出の可能性もあると推認してしまう。

又、無投票のケースの上限の解釈は選挙運動期間 1 日に対して 7,350 円が限度のはずであり、これを上回る支出についてもその支出は不適切であり、チェック体制が不備であったと結論づけたい。(指摘)

なお、県は再発予防策として、平成 20 年 3 月 11 日に「愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程」を一部改正し、第 5 条で請求書の提出に際して選挙運動用自動車に燃料を供給した事実を証する書類の添付を新たに義務付けている。

(2)監査人としては、網羅的な実態の把握と可能な限りの不適切な支出の返納手続きを行うことは公金支出者の当然の責任であると思うが、燃料供給業者及び候補者に書類等の保存義務がないため、特に平成 15 年度分については調査してもその網羅的把握が困難であるとのことである。

また、県下で積極的に問題に対処している新居浜市や松山市を除く市町に対しても指導的な役割を担うべき立場の県が事実確認に対して積極的に取組んでいないと思われるが、その論拠として前述のように本件が「負担金」であること、さらには「愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙運動の公費負担に関する条例(平成 19 年 7 月 13 日改正)」、「愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成 20 年 3 月 11 日改正後)」からして、条例上調査権限が県にはないことを説明される。

そうであるならば、上述の条例や規程の改正があつて然るべきではないか。上述の条例や規程はその内容を通覧すると、条例、規程ともに手続きを定めたものである。少なくとも「適正な報告義務とその立証責任」を定めておけば、候補者にその遵守義務が生じ、県がこれについて確認できるのではないか。

現在の「条例上調査権限がないのでできない」は決して県民を納得させることのできるものではないと思う。(意見)

X I .教育委員会

A.指導部

a.義務教育課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
幼稚園就園奨励費補助金	新居浜市	1,165,000
	西条市	1,563,000
	今治市	3,525,000
	松山市	22,159,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

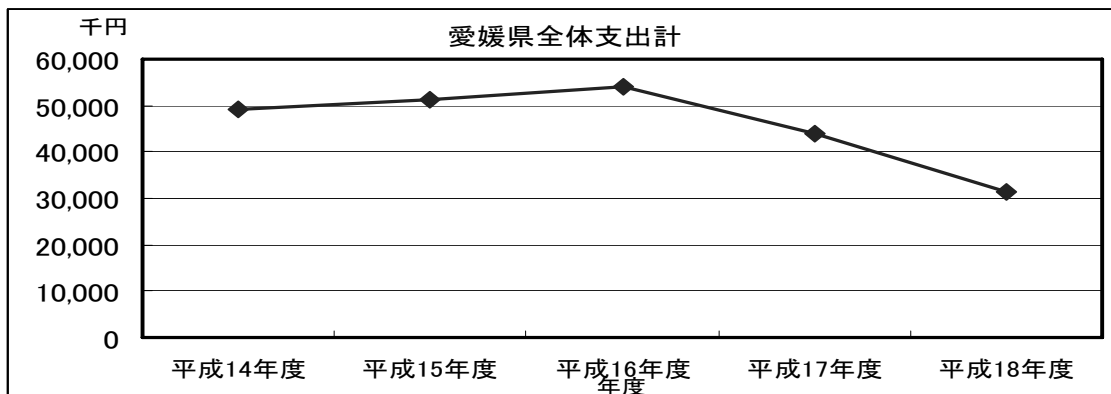
市町が低所得世帯児の幼稚園への就園を促進するため、幼稚園の入園料及び保育料の一部を所得額及び同一世帯の就園者数などに応じて補助する幼稚園就園奨励事業の一部に対して補助を行う。

この県補助は、国の「幼稚園就園奨励費補助金制度」に準拠しており、国は予算の範囲内で市町の事業費全体の 1/3(実績として 1/3 の約 80%)を市町に支出し、一方県は、国の補助対象の一部(年齢・所得を制限)を対象に、市町の事業費の 1/3 を市町へ支出していたが平成 18 年度から 25%ずつカットする段階的廃止とし、平成 21 年度では完全廃止の見込みである。

(2) 過去の支出状況

単位：千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
愛媛県全体支出計	49,260	51,400	53,946	43,889	31,321



上記において平成 17 年度は、配偶者特別控除改正、平成 18 年度は、定率減税の減による補助対象者の減少、さらには平成 18 年度は上述の 25%カットによる減額がある。

2. 監査結果

本補助金は会計検査院の市町に対する検査があったときに県も同行して(前もって)関係帳簿等の点検、保護者の受領書を幼稚園に徴収させていることを確認する等の検証を行っている。これらの結果、特に問題となったケースはないとのことである。

しかしながらこの会計検査院の検査に合わせた確認等を毎回することは別の検査、別の切り口の検査、例えば会計検査院の検査のサンプリングとは別のサンプリングをするといった検証手続きの工夫があってもよいのではないか。(意見)

b. 人権教育課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
愛媛県人権教育協議会補助金	愛媛県人権教育協議会	4,000,000

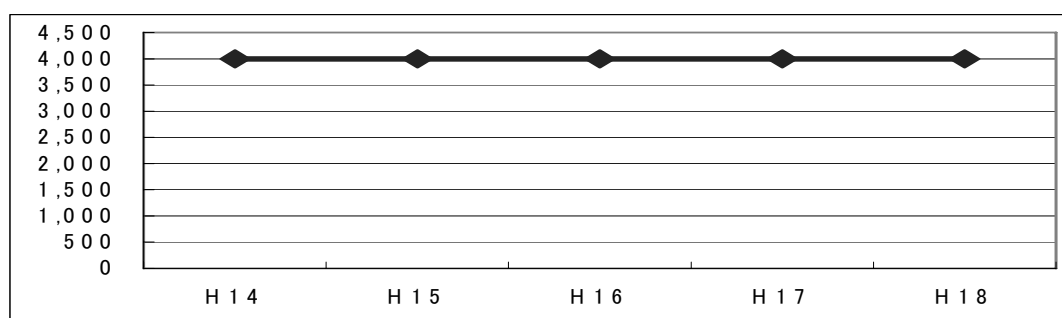
1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

愛媛県人権教育協議会の実施する各種研究会や研修会等の事業に要する経費及び運営に関する経費の一部を助成し、地域ぐるみで人権・同和教育の推進を図る目的で補助金が支給されている。平成 16 年に策定した「愛媛県人権施策推進基本方針」に示されている内容の周知と人権教育・啓発の推進は、教育委員会にとっても重要な課題であり、愛媛県人権教育協議会の協力が不可欠とのことであり、同協議会は、知事が会長を務め、県内の教育関係団体、市長会、町村会等 25 団体が加盟しており、それらの協力のもと県下全体に教育・啓発事業を展開している。

(2) 過去の支出状況

	単位：千円				
	H14	H15	H16	H17	H18
愛媛県人権教育協議会補助金	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000



2. 監査結果

民間の各種人権団体の増加もあり、補助金を支給する限りは、今後のあり方、その効果を明確に測る努力をするなど、手法等に再検討する必要があるのではないかと思われる（意見）。

b. 人権教育課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
全国人権・同和教育研究大会支援事業費	第 58 回全国人権・同和教育研究大会愛媛県実行委員会	10,000,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

全国同和教育研究協議会が、人権・同和教育の一層の充実を図ることを目的として、全国を持ち回りで毎年開催している全国規模の大会が、平成 18 年度は愛媛県内で行われたものである。これを機会に県民の人権意識の高揚を図るまたとない機会と捉え、大会での研究と実践の交流をとおして、愛媛県の人権・同和教育を見直し、教育と啓発活動の一層の充実を図ることが望めるとの認識で、同大会の地元実行委員会に対して、愛媛県は事業運営費の補助を行っている。

2. 監査結果

各種人権に関する集会の開催もあり、なぜこの大会だけ支援するのか疑問が残る（意見）。また、この事業費に対する費用対効果は、ソフト事業であるため、評価が大変難しく、参加者の声等で評価しているとのことであるが、それならば、なぜ高額の支援事業費を支出しなければならないのかの検討をもっとすべきであって、他府県と同額を支援したらよいとする認識は、住民の税金等をもって支出するこの多額の支援事業費とするには疑問も残る。（意見）

B.文化スポーツ部

a.文化振興課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
美術館展示事業費「ピカソとモディリアーニの時代展」負担金	「ピカソとモディリアーニの時代展」実行委員会	18,000,000
美術館展示事業費「四大浮世絵師展」負担金	「四大浮世絵師展」実行委員会	7,000,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

文化振興課では、美術館展示事業費負担金を支出している。

この負担金は、一般県民及び県外からの来訪者（観光客等）を対象に、愛媛県美術館において年間 5 回程度の企画展を開催することによって、県民等に美術に関する多様な学習機会を提供し、美術活動の推進に大きな役割を果たそうとする目的を持って支出されているものである。

この負担金に関し、県より提出を受けた資料によれば、美術展（企画展）のうち、いわゆる“実行委員会形式”を採用しているものが、平成 14 年度以降で 9 件（うち、平成 18 年度分 2 件）存在する。

この実行委員会方式による各種事業の開催について、判例によれば、「一般に、地方公共団体においては、地方行政への住民の参加や協力等を促し、行政運営を円滑にするなどの目的から、地方公共団体以外の第三者たる個人ないし団体に対し、一定の事業計画等への参加、協力を求め、各種の実行委員会方式により事業の実施を行う例が多い」⁴⁹とされるが、実行委員会を組成して事業を行うメリットは、事業の開催にあたって民間事業者の参加を求め、その資金やノウハウを行政に生かすことによって、県が単独で事業を開催する場合と比較し、効率的かつ大規模な事業の開催を可能とすることにあると考えられる。愛媛県美術館においても、「実行委員会方式などを積極的に導入し、単独では開催することのできないスケールの大きな企画展の開催に努める」⁵⁰とされており、実際、県をはじめとする実行委員会構成メンバー間で美術展ごとに『「〇〇展」実行委員会規約』『「〇〇展」開催に関する協定書』を締結することによって事業が行われている。

(2) 実行委員会方式による事業の法的性質の検討

-----権利能力なき社団か、民法上の組合か

しかし、このような実行委員会の法的性質や県との関わりは、必ずしも定かではない。

⁴⁹ 実行委員会文書非公開処分取消請求控訴事件（名古屋高判平成 15 年 12 月 25 日（平 14（行コ）9））。原審：岐阜地判平成 14 年 1 月 17 日（平成 12（行ウ）4）。

⁵⁰ 愛媛県『愛媛県美術館中期運営計画』IV3(3)。

すなわち、実行委員会名義で作成された文書の公開をめぐる争われた事案⁵¹で、名古屋高等裁判所は、実行委員会の法的性質につき、地方公共団体とは独立した「権利能力なき社団」であるとする地方公共団体（岐阜県）側の主張を斥け、実行委員会は「県の事業執行の一方法たる存在である」と判示するとともに、「各委員会の運営等の事務は県の処理すべき事務に含まれるというべき」であるとし、当該文書を非公開とした地方公共団体の処分を違法と判示しているのである。そうすると、当県においても、実行委員会名義で作成・保存する文書の管理方法等について、検討が必要な場合もあり得よう。

もっとも、実行委員会の実態は多様なものであり、上記の名古屋高裁の実行委員会に関する判示は、あくまでも当該事案における事実認定に基づくものであって、一般性を持つものとはまでは言えないと考えられる。すなわち、実行委員会の実態によっては、当該事案で地方公共団体側が主張するように、実行委員会は地方公共団体とは独立した「権利能力なき社団」であるとも考え得る⁵²。

ただし、実行委員会が「権利能力なき社団」であるとする場合、別途、当該実行委員会をめぐる課税関係を検討する必要がある。なぜなら、例えば法人税法（昭和40年法律34号）は、人格のない社団等⁵³が収益事業⁵⁴を営む場合、その人格のない社団等を法人とみなして課税することとしているが（同法3、4条1項）⁵⁵、少なくとも平成14年度以降に実行委員会方式によって開催された美術展（企画展）9件中、収入が支出を上回ったものが2件（平成16年度に1件（印象派と西洋絵画の巨匠展）、平成18年度に1件（四大浮世絵師展））存在するからである。

そこで、この収入が支出を上回った二つの実行委員会形式による美術展について県から事情を聴取し、あるいは資料の提出を求めたところ、支出が収入を上回ったものも含め、い

⁵¹ 前掲注1参照。

⁵² 最高裁判所は、「権利能力なき社団」の成立要件について、「権利能力のない社団とというためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない」と判示している（最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁）。

⁵³ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう（法人税法2条八号）。この人格のない社団等と権利能力なき社団・財団とは、学説上、同義に解すべきであるとされる（金子 宏『租税法』（有斐閣、第8版、平成13年）140頁）。

なお、法人税法2条八号にいう「法人でない社団」とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有して統一された意志の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいい、民法667条《組合契約》の規定による組合や商法535条《匿名組合契約》の規定による匿名組合は、これに含まれないものとされる（法人税基本通達1-1-1）。

⁵⁴ 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう（法人税法2条十三号）。

⁵⁵ なお、人格のない社団等を法人とみなす規定は、所得税法、消費税法、国税通則法、租税特別措置法等においても存在する。そのため、本文に述べた実行委員会の収益金に対する法人税の課税関係のほか、消費税等の課税や実行委員会名義で支払った報酬等に関する源泉徴収義務などについても問題となりうる。

ずれも各実行委員会を、そのメンバーを構成員とする「組合」として税務上適正に取り扱っており、各実行委員会に生じた損益についても、各構成員の実行委員会への出資比率に応じて直接帰属するものとして処理しているとのことであった。そして、そうであるとすると、法人税法上、「任意組合等において営まれる事業から生ずる利益金額又は損失金額については、各組員に直接帰属する」⁵⁶ものとして取り扱われているから、問題はないものとも考えられる。

しかし、上記の「組合」が民法 667 条⁵⁷の規定による組合であるとする、さらに次のような点が問題となり得る。

すなわち、実行委員会が民法 667 条の規定による組合（以下、「民法組合」という。）であるとする、その構成員（組員）である県は、実行委員会の債務について「無限責任」を負うこととなる⁵⁸。その結果、実行委員会による事業の遂行状況によっては、実行委員会の構成員である県に不測の損害が生じる可能性がある。当県においても、平成 14 年度以降に実行委員会方式によって開催された美術展 9 件のうち 7 件は、支出が収入を上回る、いわゆる赤字の状態であり、当県は当初の出資額の一部を回収し得なかったのである（ただし、美術展の開催にあたっては、収支についての計画が事前に策定され、実行委員会の各構成員からの当初の拠出額の枠内で事業を行うように運用されているため、「不測の損害が生じた」とまではいえない。また、当初の拠出額のすべてが回収不能になるという事態も、現状においては想定しがたい。）。

しかし、そもそも、民法組合における組員の無限責任性を考えると、地方公共団体自身が民法組合の組員となることの可能性について、否定的に解する余地があろう。そして、仮に地方公共団体が民法組合の組員となることが否定されるとすると、当県が現状において行っている税務処理と齟齬を来す可能性がある。

2. 監査結果

実行委員会方式による事業の開催については、当県をはじめ、多くの自治体で行われているところであり、同方式により事業を行うメリットも少なからずある一方で、不正資金問題を端緒に、「責任の所在があいまいな実行委員会方式については、原則廃止するとともに、同方式によらなければならない場合には、県の直接執行と同様の徹底した情報公開を実施するなど、運営を透明化」⁵⁹する方針を打ち出した自治体が存在することにも留意すべきであると考えられる。

⁵⁶ 法人税基本通達 14-1-1。仙台高判平成 11 年 10 月 27 日訟務月報 46 卷 9 号 3700 頁参照。

⁵⁷ 民法 667 条 1 項「組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる」。

⁵⁸ なお、平成 17 年に『有限責任事業組合契約に関する法律』（平成 17 年法律 40 号）が成立したことにより、共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約については、組員の責任の限度を出資の価額とすることができる。

⁵⁹ 岐阜県『岐阜県政再生プログラム』（平成 18 年 9 月 28 日）18 頁。岐阜県において発生した不正資金問題については、<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11127/sikin/next.htm>などを参照。

以上述べてきた経緯を踏まえて、美術館展示事業費負担金に関連しては、実行委員会形式で事業を行うことのメリットとデメリット、同方式で開催する事業に関する文書保存のあり方、情報公開の方法及び課税関係について、検討する必要があると考える。(意見)

b.保健スポーツ課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
①地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業補助金	地域ぐるみの学校安全モデル地域推進事業実行委員会	1,500,000
②地域ぐるみの学校防災推進研究事業補助金	地域ぐるみの学校防災モデル地域実行委員会	1,500,000
③子ども安全情報共有システム研究事業補助金	子ども安全情報共有推進委員会	3,750,602
④全国中学校体育大会支援事業費補助金	全国中学校体育大会愛媛県実行委員会	9,848,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

①地域住民がボランティアとして巡回・警備等にあたるなど、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制づくりを充実させるための経費に対する補助である。(継続)

②学校をはじめとした地域ぐるみでの防災体制の充実を図るため、推進地域を指定し、モデル的な取組を推進するための経費に対する補助である。(新規)

③ITを活用したより有効な学校安全情報共有システムの構築を目指し、推進地域を指定し、調査研究を行うための経費に対する補助である。(新規)

④平成18年度四国ブロックで開催される全国中学校体育大会の競技実施を円滑に運営し愛媛の元気アップに寄与するための経費に対する補助である。(単年度)

①、②の事業の主な支出は、消耗品、関係者旅費、謝金、印刷製本費であり、③は主な支出はICカードシステム使用料、消耗品、旅費、謝金であり、補助金として各実行委員会に支出している。

(2) 過去の支出状況

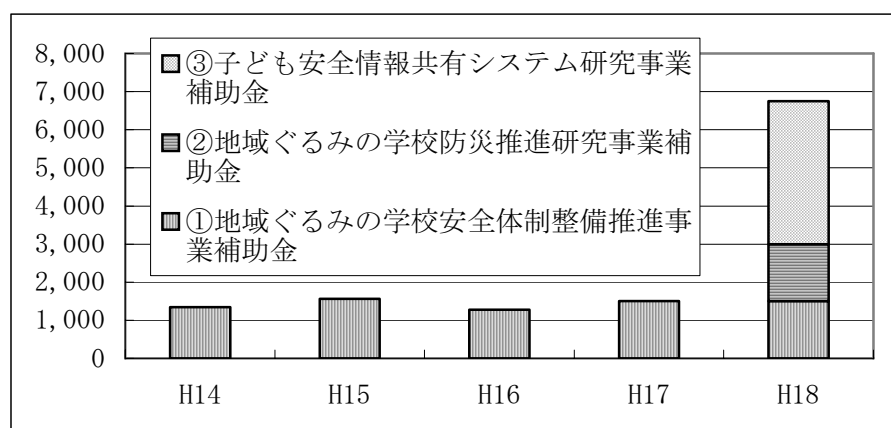
継続事業分について年度別推移をグラフにした。

下記のうち、①、②については、国の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業におけるスクールガード養成講習、スクールガード・リーダーの派遣、防犯及び防災のモデル事業の

実施の3事業で全体の大枠が決まっており、愛媛県に計21,361千円の予算を与えられたもの。

単位:千円

	H14	H15	H16	H17	H18
①地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業補助金	1,340	1,558	1,275	1,500	1,500
②地域ぐるみの学校防災推進研究事業補助金					1,500
③子ども安全情報共有システム研究事業補助金					3,751



2. 監査結果

①、②については、その収入150万円に合わせて事業計画が承認を受け決定されているが、そこでの支出については支出先が多いにもかかわらず、1円まで差異のないようにきちんと支出額が決定されており、領収書等の証拠書類も完備されており、現場で当事業を執行された人の苦労・手間が想像できた。

当報告書の全般事項、ページ の3. 補助金等の常識は民間の非常識の(1)において述べているように、我々外部の監査人の立場からみると、不自然、奇異に感じたのは事実である。今後は、このような場合にある程度の差異を認めて予算執行できるようにすると現場は楽になるのではないか。(意見)

c.保健スポーツ課国民体育大会準備室

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
(A)競技力向上対策事業費補助金	財)愛媛県体育協会	50,991,826
(B)国体予選会派遣費等補助金	財)愛媛県体育協会	6,857,200
(C)国民体育大会派遣事業費補助金	財)愛媛県体育協会	37,147,580
(D)国民体育大会ユニフォーム購入費補助金	財)愛媛県体育協会	1,677,600
(E)第72回国民体育大会愛媛県準備委員会運営費負担金	第72回国民体育大会愛媛県準備委員会	7,511,000
(F)えひめ国体ジュニア指導者養成事業費補助金	財)愛媛県体育協会	5,481,675
(G)地域ジュニアクラブ支援事業補助金	財)愛媛県体育協会	1,350,000
(H)ジュニア(中・高)・成年合同地区別練習会支援事業補助金	財)愛媛県体育協会及び愛媛県高等学校体育連盟	11,030,950
(I)「愛媛の顔」競技種目育成支援事業補助金	財)愛媛県体育協会	6,193,486

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(A)競技力向上対策事業費補助金

(1)補助金等の目的、趣旨

愛媛県は、国体等全国大会での上位入賞を獲得することを目的として財団法人愛媛県体育協会が行う競技力向上対策事業に対する補助金を交付している。この補助金は、財団法人愛媛県体育協会から40の競技団体に予算配分されている。

県は、体育協会からの事業実施計画書及び収支予算書をもとに、予算の範囲内で補助金の交付額を決定している。県からの補助金交付決定額の範囲内で、体育協会は各競技団体別の補助金を割振り、各競技団体からの事業実績報告をとりまとめ、県に対して全体の実績報告書を提出し、この報告に基づき県は補助金額を確定し交付している。

(2)補助金の不正受給事件

平成19年4月に「県水泳連盟が当該補助金を不正受給」との新聞報道がなされた。これ

を受け、県教育委員会は当該補助金について自主検査を実施した。その結果、各競技団体からの実績報告が実際の事業内容と異なる事例や補助金要綱の規定に該当しない使途のものが多数含まれていることが判明した。平成 18 年度事業について、各競技団体からの実績報告のあった 318 件 60,618,000 円のうち報告書の記載と内容が一致しかつ、補助要綱に合致するものは、163 件 24,145,196 円のみであった。このほか、報告書に記載されていないが証憑により補助事業の目的に添った事業の実施が確認された事業 261 件 26,846,630 円とあわせた 50,991,826 円は適正とされたが、差額の 9,626,174 円については不適正と判断された。また、同様の事務処理がなされていたその他 6 事業 218 件 23,445,321 円についても、3,970,388 円が不適正と判断された。

さらに、平成 14 年から 17 年度分について県体協および県教育委員会による検査が行われた結果、補助等金額 392,973,230 円のうち 53,206,360 円が不適正と判断された。

不適正と認定された金額については、民法規定の利率 5% の延滞利息 10,957,200 円と合わせて平成 19 年 11 月に県体協から県へ返還された。

また、指導監督懈怠として教育長に対する戒告の他、担当職員についても口頭訓告 5 名 嚴重注意 2 名、嚴重注意相当 1 名の処分がなされた。体育協会においても、同様の処分が実施された。

平成 19 年度事業からは以下のような再発防止策が講じられることとなった。

1. 県体協等の執行体制の強化

- ・常勤の常務理事を新たに設置
- ・競技団体に対する定期及び随時の監査の実施など補助金執行体制を強化

2. 補助金チェック機能の強化

①証拠書類の添付

大会等の成績表や日付入り写真など、客観的に証明できる「事業実施」の書類及び「支出経費」の領収書の添付を義務付け

②複数チェックの義務付け

補助申請書等への競技団体複数役員（会計、監事等）の署名押印を義務付け

③補助対象の明確化

参加人数及び範囲を明確化するとともに、交通費、宿泊費など経費の上限額を設定

3. 補助金交付要綱の改正

競技団体が理解しやすいマニュアルを作成するとともに、実態に即して補助対象経費等を拡大

「強化練習(日帰り)」、「競技用具」、「ユニフォーム代」、「弁当代」他

既述のように、多数の処分者を出すこととなった当該補助金の問題の原因について、県の分析は以下のとおりである。

「全体として、昭和 52 年に制度発足した競技力向上対策補助金が、約 30 年間継続してい

く中で、関係者の公金取扱に対する緊張感が薄れ、会計処理の基本に拠らず、様々な手続きの形骸化が進んだものとする。

- 県体協においては、事務処理体制や補助金交付要綱の不備、各競技団体に対する指導(事業目的、補助対象経費や変更手続きなど。)が不十分であったこと。
- 競技団体においては、団体役員が多くが専従でなく、事務処理に要する負担を軽減するため、慣例的に都合のよい解釈に拠って処理がなされていたこと。
- 県教委においては、県体協を信用し、領収書などの証拠書類を求めず、決められた様式の実績報告書のみで補助認定を行い、結果的に不適切な会計処理を見抜けなかったことなど、チェック体制が不十分であったこと。

以上の分析に基づき、前掲のような再発防止策が講じられたほか、今後の課題として補助金を県教委が直接執行する方向で検討し、県教委が競技団体の活動実態を把握し、補助金の適正執行が図られる体制の整備を行いたいとのことである。」

(3) 不当利得と補助金返還請求について

県が本件返還金に対して、5%の延滞利息が付加されている。その理由について、県によると、「本事案は、民法第704条に基づく悪意の受益者であるといわざるを得ないことから延滞利息を徴収した」、とのことである。

本件不当利得返還請求権の行使については、県はつぎのような理由からこれを行なったとしている。

「本件補助金の交付の関係においては、私的流用であるかどうかにかかわらず・・・財貨移転があり、その財貨移転に法律上の原因を欠いているのであるから、不当利得は認められる。また、不当利得請求を行うに当たっては、被請求者に対し抗弁の機会を与えており、不適正使用があったことをもって請求したのではなく、被請求者から抗弁がなかったことから、最終的に請求を行ったものである。・・・今回の不当利得請求は、県と県体協との法律関係に原因を欠くことから、県が行ったものであるが、これは民事上の請求として行ったものであり、行政庁である県が、公権力としての制裁的な権限を発動したのではない。・・・今回は、契約という法律関係によって、当事者それぞれを自らが拘束している」、ということである。

県としては、補助金の支出はあくまで民事上の贈与契約であるという法形式を論拠に、不当な受贈を受けた県体協に返還を要求した、ということである。本件返還金相当額が、民法703条、704条等に規定される不当利得に該当するか否かについては議論もあると思われるが、民法に規定される不当利得というものが、①他人の財産または労務により利益を受け(「受益」)②反面として他人が損失を受けること(「損失」)③受益(①)と損失(②)との「関連性」(因果関係)④「法律上の原因」がないこと、という4要件を具備するとともに、そのことの挙証責任が不当利得を主張する側にあるとされる⁶⁰。

⁶⁰ 不当利得の要件事実については、たとえば、岡口基一『要件事実マニュアル 下』ぎょうせい、平成

たしかに既述のように、県の重要な財政投下を受けているのであるから、不適正使用は許されるものではない。

さて、次の表は競技名ごとの実績報告金額と補助認定金額、およびその差額が示されている。

平成14～17年度 競技力向上対策事業費補助金等検査結果

NO	競技名	①実績報告内容		②補助認定		差額 ①-②
		件数	補助金額	件数	補助金額	
1	陸上	65	30,385,360	37	29,227,760	1,157,600
2	水泳	52	18,340,160	24	4,242,888	14,097,272
3	体操	28	4,976,230	29	4,976,230	0
4	ボート	66	33,656,590	62	32,511,406	1,145,184
5	ボクシング	43	8,276,300	44	6,977,756	1,298,544
6	サッカー	57	28,163,020	71	14,049,210	14,113,810
7	テニス	39	6,877,930	40	6,877,930	0
8	バスケットボール	55	28,948,660	80	27,634,550	1,314,110
9	バレーボール	33	10,214,470	67	10,135,173	79,297
10	ハンドボール	28	4,619,680	148	4,619,680	0
11	ウエイトリフティング	46	7,122,310	58	7,122,310	0
12	ラグビー	42	17,042,880	93	17,042,880	0
13	セーリング	30	5,134,680	72	5,129,303	5,377
14	柔道	43	10,551,040	44	10,551,040	0
15	卓球	25	3,113,200	43	2,959,301	153,899
16	相撲	26	4,437,750	33	4,437,750	0
17	ソフトボール	51	17,190,630	98	15,755,330	1,435,300
18	山岳	30	3,013,240	71	2,813,680	199,560
19	バドミントン	31	4,141,610	23	4,049,403	92,207
20	剣道	36	6,756,550	55	6,756,550	0
21	弓道	55	10,486,820	127	3,240,634	7,246,186
22	馬術	33	4,934,310	22	4,388,050	546,260
23	自転車	43	8,423,470	58	8,263,490	159,980
24	軟式野球	31	6,486,610	55	6,486,610	0
25	ホッケー	55	19,710,840	41	19,710,840	0
26	フェンシング	28	3,162,730	43	3,162,730	0
27	ソフトテニス	37	9,043,210	96	8,319,370	723,840
28	クレー射撃	26	2,901,730	18	2,870,480	31,250
29	スキー	30	7,783,300	39	7,783,300	0
30	銃剣道	28	3,182,120	25	3,182,120	0
31	スケート	42	5,284,180	43	5,022,129	262,051
32	なぎなた	37	4,987,420	50	4,385,292	602,128
33	ライフル射撃	27	3,640,420	62	3,274,806	365,614
34	空手道	27	3,746,980	23	3,455,650	291,330
35	アーチェリー	26	2,260,220	36	1,311,307	948,913
36	ボウリング	39	7,360,720	32	7,360,720	0
37	レスリング	60	15,711,990	81	15,452,370	259,620
38	カヌー	28	2,718,350	28	1,963,730	754,620
39	アイスホッケー	25	5,046,740	40	4,201,545	845,195
40	ゴルフ	50	9,180,340	73	4,103,127	5,077,213
41	県体協	—	3,958,440	—	3,958,440	0
合計		1,553	392,973,230	2,184	339,766,870	53,206,360

※ 県体協分は、各競技団体から提出される国体選手の健康診断書検査料や事業実施に伴う講師料等直接支払っているもの等がある。

17年、127～130 ページ、鎌田薫他『民事法Ⅲ』日本評論社、252～255 ページ、加藤新太郎他『要件事実の考え方と実務[第2版]』民事法研究会、327～328 ページ参照のこと。また、④の「法律上の原因の存否に関する主張証明責任については、最判昭和59年12月21日（民集143-503）「不当利得の返還を請求する者は、利得者が「法律上ノ原因ナクシテ」当該利得をしたとの事実を主張・立証すべき責任を負っている」との判示参照のこと。

上記表右端の「差額」欄（①—②）の 53,207 千円が本件返還請求額の元本を構成しているのであるが、その 53,207 千円がどのように費消されたのか、一部明らかでないものもある。たとえば「水泳」についてみれば、補助金支出額 18,340 千円のうち、受給者が領収書等の証拠証憑で証明できた 4,242 千円のみを「認定」し、証明できなかった分は、すべて補助認定外として取り扱っている。

今回の事件において、県の考え方はこうである。すなわち、「今回の調査は、先に実施した H 18 年度分の調査において、本来あってはならないことではあるが、県への報告書に記載されたものが現実に実施されていなかったことが判明したことから、県への報告書からは離れて、ゼロベースから調査した。そして、補助事業の目的に沿ったものについて、証拠書類等で事業実施が明らかであれば、領収書等の確認書類を求め、これを証拠として支出したことに相違ないと認められるものを認定したものである」

具体的に県が補助認定外と断定する基準をみておこう。補助認定外とされたものはつぎの 3 つである。

① 書類紛失などで実施が証明されなかったもの

県は極めて厳格な証明を要求し、新聞報道、大会記録、対戦証明書のあるもの等を「実施」として取り扱う措置をしている。

② 経費の支出が確認できないもの

県は極めて厳格な証明を要求し、領収書の紛失を含めて、第三者による経費支出確認ができないものは、補助認定外としている。

③ 消耗品や弁当代、会場使用料、運営費など補助対象外経費に充てられたもの

また、県は上記のような厳格な証明を要求する反面、私的流用の有無を確認するための調査はおこなっていない。その理由は、強制捜査の権限がないからということである。なお、上記補助認定か否かの判断過程において提出された資料をみる限り、私的流用の事実は見つけなかったとのことである。

ところで、上記③の費目は平成 19 年度の要綱改正で見直された費目である。これらに対する費消が補助対象項目に明記されていなかったことは、制度設計自体の瑕疵であるから、当然、県は補助対象経費に準じるものとして是認すべきと解する方法もあろうが、杓子定規なものと批判されるぐらい、厳格な対応に出ている。この点について、県が厳格に解する理由はこうである。

「補助事業者である県体協も当該年度の補助要綱に認められた目的及び経費（費目）の範囲内での補助金の交付について承諾し、当該年度に要綱上の手続きを行っており、後年度に認めたことを理由に、過去にさかのぼって、当該年度の要綱において補助対象と定められていない経費を認めることは、その当時の県民はもとより、県、県体協、競技団体な

どいずれの関係者も想定外であったことを考慮すれば、いまさら補助対象を認めることは県民の批判に耐えられないものと考えている」、とのことである（傍点——筆者）。

本件補助金交付要綱の第1条をみると、「目的」としてつぎのように記されている。

「・・・補助金・・・を交付することにより、総合的な競技力の向上を図り、国体等全国大会での上位入賞を獲得することを目的とする。」、と。

補助金の交付目的は、①総合的な競技力の向上を図ること、その結果、②国体等全国大会での上位入賞を獲得することなのであるから、選手たちの技術的、精神的、肉体的な観点から、「総合的競技力向上」につながる費消であれば、それは目的に沿った補助金支出であると認めることができる。このように補助金の交付目的を解することこそが、愛媛県民の総意として策定された平成15年3月の「愛媛県スポーツ振興計画 スポーツ立県えひめ2017」の趣旨や、平成19年1月の「愛媛県競技力向上対策基本計画」の趣旨にかなうであろう。

県はこの目的についてつぎのように限定的な解釈をおこなっている。すなわち、この補助金の目的は、「事業のそのものの目的を意味するものであって、補助対象経費そのものを定めたものではない」とする。もちろん一つには、補助対象外経費を目的外使用として位置づけ、不当利得返還請求権を行使するためでもあろう。

しかしながら、ある特定の補助金支出が目的外使用であるのか否か（補助対象外か否かではなく）の検討にあたっては、当該根拠となる補助金要綱の規定の文言のみによることなく、補助金要綱の趣旨および目的、ならびに当該不当利得返還請求において考慮されるべき利益の内容および性質を考慮することが必要であると思う。この場合において、当該利益の内容および性質を考慮するに当たっては、仮に不当利得返還請求権が十分な根拠がなく行使された場合に害されることとなる利益の内容および性質、ならびにこれが害される態様および程度をも勘案することが肝要である。そうすると、補助金要綱記載の目的は、単なる「事業のそのものの目的」として解すべきではなく、補助金使途の適否の判断にあたって考慮すべき重要な要素の一つといえるのではなかろうか。また同時に、本件不当利得返還請求権が行使された場合、最終的に責任を負うことになる各競技団体の関係者において生じる事態を十分に検討する必要があると思われる。

さらに、県はこのような費目についての費消は、「いずれの関係者も想定外であった」ということなのであるが、そうであるとすれば何故このような費目に対する費消が公然となされ、県体協および県による厳格な調査を受けながらも、数年間にわたって容認され続けてきたのか説明できなくなる。むしろ、マスコミ等の報道にあるように、これら費目に対する費消は、当然の了解事項として存在していたものとみるのが自然であるという見方は当然あるのである。

現に県は、「調査の結果、県体協は、当初申請した事業計画の変更手続きを単に怠って

いたというのではなく、競技団体から提出された事業計画と実際に行った事業内容との相違を知らながら、事業計画と同一の内容で実績報告書を提出していたということであった。このため、県体協は実際に支出した経費の中には交付対象とならないものもあることを知らながら補助金を受領していたということになる。

しかも、このような費目に対する支出需要が、事実として存在していたのであるから、補助金支給者である県には、当該補助金規定を見直す信義則上の義務があるといえる。それにもかかわらず、長期間にわたって、補助金規定を改正しなかったのであるから、その不作為の責任は県にこそあるとみることもできる。

このような観点からすると、平成19年度の要綱改正で見直されるような費目に対する費消は、補助対象経費に準じるものとして是認すべきと解するべきと思慮するのである。

そうすると、強化練習、競技用具の購入、スポーツ安全保険料、大会参加料、ユニフォーム代、弁当代（昼食代）、競技団体連絡調整旅費、県体育協会事務費等である。これらは改正前の要項においても、その目的、要綱や基本計画の全趣旨から「目的使用」と認めうるものであるし、また認めうるものであるからこそ、平成19年度の改正で明文上追加されたものと認めることができる。

したがって、改正前要綱においても、「補助対象外経費」という範疇には、強化練習、競技用具の購入、スポーツ安全保険料、大会参加料、ユニフォーム代、弁当代（昼食代）、競技団体連絡調整旅費、県体育協会事務費等は含まれる余地はなく、「総合的競技力向上」につながらないような費消、たとえば、宴会費用や不相当に高額なユニフォーム・用具購入等が含まれることになると解するべきである。

以上より、本件不当利得返還請求権の行使については大いに疑問が残るということをここで述べておきたい。あわせて、不当利得と断定し得ないのであるのだから、704条という「悪意の受益者」として利息を請求することなどはただちに容認し得ない状況であることを指摘しておきたい。

(4) 6,416万円の返済と補助金の必要性について

愛媛県によると、財団法人愛媛県体育協会に対し、5,320万円の元本および1,096万円の利息、合計6,416万円の即時弁済を請求し、財団法人愛媛県体育協会はそれに即応したとのことである。そこでここでは、6,416万円を即時に支払うことのできた財団に対して、補助金を交付することの必要性、緊急性と相当性に関して述べておきたい。

県体協の財政状態について、県によると、補助金等を除く会費や事業収入などが3千万円余であるのに対し、職員給支出や事務費などの管理費は4千万円程度の支出額となって

いるので、財政的には厳しい組織である、とのことである。補助金が巨額なのだから、その受領額を除いて計算すれば、当然の帰結ないし結論であろう。だからこそ、補助金が投入されるのである。

さて、上記元本部分である5,320万円が財団法人愛媛県体育協会の資金としてプールされているのであれば、そのプールした資金を取り崩し弁済すればよいのであるから、6,416万円の即時弁済は可能である。だが、既述のように、これら5,320万円部分は、プールされているのではなく、「消耗品や弁当代、会場使用料、運営費」等として費消されているのである。そうすると、常識的には、財団法人愛媛県体育協会には即時弁済しうる資金力はないのではないかと推察できようが、財団法人愛媛県体育協会は6,416万円の即時弁済に応じている。

換言すれば、財団法人愛媛県体育協会には、6,416万円の即時弁済する資金力（体力）はあったということがいえる。そこで、このような組織である財団法人愛媛県体育協会に対し、毎年多額の補助金支出をする必要性や緊急性があるのか、現在の補助金支出額は相当なものであるのか、という疑問を感じたのである。

この点について県の説明は次のようなものである。

「県体協から返還された6,416万円は、県体協の理事会の承認を得て、競技力向上（国体強化）基金特別会計から一時的に支出されたものであって、その用途は定められており、自由に使えないものであることから、県体協が新たに特別支援の競技力向上対策事業として認定した額を除いて各競技団体からの返還金でもどし入れすることとしている。」

要するに、①県体協に自由に使える余剰資金はない、②だが基金特別会計に金はある、③金はあるが自由には使えない、そこで④理事会承認を得て、⑤例外的特別措置として一時借用した、だが⑥あとで各競技団体に埋め合わせさせたという組立であろう。

ところで、県が愛媛県競技力向上対策基本計画や要綱を策定しようとも、地方自治法の法意に反して良いはずはない。地方自治法2条14項には最小経費で最大効果を追及することが明記されており、また232条の2には、「公益上必要」がある場合に限り、補助金支出をすることが許容されている。補助金支出の目的が正当であるからといって、不要不急の支出が認容されるのではない。

なお、平成20年度からは、県体協を経由させないで各競技団体等へ直接に補助金を交付するとのことである⁶¹。競技力向上対策関係補助金を愛媛県が各競技団体等に交付（補助）することが必要不可欠であるのか、支出にはどのような効果があるのか、効果に対してその支出額は最低限のものであるのか、毎年ゼロベース予算の見地から見直し続けていたいただきたいと思慮するところである。またこの際、事業成果を分析評価しながらの「継続

⁶¹ 県体協が主催者である国体への選手派遣に係る経費や小学生に対する啓発・普及を狙いとする事業等については、スポーツ少年団を統括する県体協に補助金を交付することになる。

性」の観点も肝要であろう。

この返還金の出所であるが、財団法人愛媛県体育協会は、「競技力向上（国体強化）基金特別会計」から、その財産を取り崩して愛媛県に弁済したとのことである。

平成19年3月の財団法人愛媛県体育協会の決算書をみると、「競技力向上（国体強化）基金特別会計」には1.3億円もの流動資産がある。うち、9.1千万円は現金預金として、3.6千万円は一般会計への短期貸付金という構成である。平成18年度には、財産が4千万円も増加しているのであるが、その契機は「他会計からの繰入金収入」3.7千万円、「負担金収入」6百万円である。

「他会計から」の3.7千万円の財源（出所）は、平成17年度に愛媛国体へ向けた競技力向上を図るために募った「えひめ国体競技力支援募金」をこの特別会計に繰り入れたとのことである。また、その他の基金の残高は、平成4年度からの事業所・一般・体育協会役員及び加盟団体などから受け入れられた寄付金とその運用利息が蓄積されたものである。このように、本件財団法人愛媛県体育協会が県に即時返還した資金の財源は、競技力向上（国体強化）のために集められた「寄付金」の累積とのことである。

財団法人愛媛県体育協会は、その競技力向上(国体強化)基金管理規程第1条において「スポーツ選手の競技力向上をはじめ、競技団体等加盟団体の育成強化を図るため」とその設置目的を定めており、又第5条において「基金の管理に関しては、必要に応じて理事会の議決を経て別に定める。」とあることから、各競技団体を支援するための措置として理事会承認議決により返還金6,416万円を拠出したとのことである。

県によると、既述のように、理事会承認を経て競技力向上（国体強化）基金特別会計から一時的に支出されたものであって将来戻し入れするので差し支えない、とのことである。だが、将来補填するとしても、一時的にであれ、寄付金の目的外使用であることに違いはないのである。また回収可能性が保証されているはずもないのである。当該資金の穴埋めは各競技団体に課せられるのであるが、各競技団体に資金的余剰がないことは明らかであり（余剰があるのならば補助は不要である）、結果、各競技団体の関係者が当該資金を負担しなければならない。およそ個人財産による弁済が予定されるのであろう。そうすると、100%の回収可能性が保証されているとはただちにはいえないはずだからである。

ここで、地方自治法232条の2の趣旨と公益性の判断基準について、広島高判平成13年5月29日（判例時報1756-66）に基づき整理しておく。

地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主

的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、当該地方公共団体の地理的・社会的・経済的事情及び各種の行政施策の在り方等の諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性に関する判断に当たっては、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。

他方で、地方自治法232条の2が地方公共団体による補助金等の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、右裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。

そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解されるのである。

そこでこれを本件事案についてみると、確かに寄附金等から積み立てられた積立金であるとしても、そのような財産があったことは事実であり、補助金支出について愛媛県に広範な裁量の余地があり、その用途について財団法人愛媛県体育協会が広範な裁量の余地を有しているとしても、結果として資金のある団体に継続的に補助をしつづけた後、目的外使用があったとして6,416万円の返還のあった組織への補助金支出は地方自治法232条の2の趣旨から、素直に納得できないのである。

(B)国体予選会派遣費等補助金

(1)補助金等の目的、趣旨

国体県予選会の開催及び四国ブロック予選に出場する愛媛県の監督・選手の派遣に要する経費である。

「平成18年度当初予算見積額の事項説明書」によると、「この事業は、国体県予選会を円滑に運営するために必要であるほか、県を代表して四国ブロック大会に参加する監督・選手の旅費の負担を軽減するものであり、選手の競技意欲を高めるために必要である。」とのことである。

当該補助金は、①国体愛媛県予備会開催費および②国体四国ブロック大会派遣費に対するものとなる。当初予算は7,487千円であり、その内訳はつぎのとおりである。

①国体愛媛県予備会開催費

各7,500円×40競技＝ 300,000円

②国体四国ブロック大会派遣費

派遣者数 成年463人 少年286人 計749人

(a)県内 成年 5,600円 × 49人 = 274,400円

少年 4,480円 × 16人 = 71,680円

(b)高知 10,000円 × 670人 = 6,700,000円

(c)岡山 10,000円 × 14人 = 140,000円

計 7,186,080円

上記金額が概算払いされるが、最終的には、実際の参加人数で精算されている。

②の補助対象は、交通費および宿泊費であるが、必要最低限と認められる範囲の補助金支出であり、違法性を指摘すべき状況にはない。

なお、本件補助金支出は(A)競技力向上対策事業費補助金と同様、財団法人愛媛県体育協会であるが、同財団組織に対する補助金支出をめぐる問題点は既述のとおりであるので、ここでは繰り返さないことにする（以下、同様）。

(C)国民体育大会派遣事業費補助金 および (D)国民体育大会ユニフォーム購入費補助金

(1)補助金等の目的、趣旨

「平成18年度当初予算見積額の事項説明書」によると、「国民体育大会への派遣費を補助することにより、県を代表して参加する役員、監督、選手の負担を軽減し、選手の競技意欲を高める」ためのものであり、必要不可欠とのことである。

国体派遣人員は、合計672人であって、補助金総額37,147,580円を672人という数値で除すると、一人当たり単価55,279円となる。平成18年度の国体は兵庫県神戸市で、冬期スケート大会は群馬県前橋市で、冬期スキー大会は秋田県鹿角市で開催されており、国体参加者に対する補助金内訳はつぎのとおりである。

(単価：円)

		派遣人員	金額	一人当たり
国民体育大会	役員	34	2,229,045	65,560
	監督・成年	327	16,881,970	51,627
	少年	251	11,760,110	46,853
	計	612	30,871,125	50,443
冬季大会（スケート・アイスホッケー）	役員	7	611,625	87,375
	監督・成年	23	2,074,860	90,211
	少年	0	0	
	計	30	2,686,485	89,550
冬季大会（スキー）	役員	6	773,850	128,975
	監督・成年	16	1,870,575	116,911
	少年	8	945,545	118,193
	計	30	3,589,970	119,666
合計	役員	47	3,614,520	76,905
	監督・成年	366	20,827,405	56,905
	少年	259	12,705,655	49,057
	合計	672	37,147,580	55,279

監督、成年、少年の参加者に対する補助金支出は、彼らに国体等に参加する機会を提供するものであって必要性が認められるとともに、金額的にも不相当に高額なものではなく相当性を認めることができる。

他方、監督や成年に対する補助金支出と役員に対するそれとを比較すると、役員に対する補助金支出が26%割高となっていることがわかる。大会期間が9月30日から10月10日という12日日間という長期にわたることを鑑みれば、65,560円程度の支出はやむを得ないものともみえる。したがってその額は相当なものといえる。

(E)第72回国民体育大会愛媛県準備委員会運営費負担金

(1)補助金等の目的、趣旨

「平成18年度当初予算見積額の事項説明書」によると、「我が国の国内最大のアマチュアスポーツの祭典である第72回国民体育大会夏・秋季大会が、平成29年に本県で開催することが平成16年7月に内々定し、平成17年11月に愛媛国体準備委員会が設立されたことを受け、国体に向け本格的な準備を開始する」ためのものであり、必要不可欠のことである。

なお、(E)第72回国民体育大会愛媛県準備委員会運営費負担金、(F)えひめ国体ジュニア

指導者養成事業費補助金、(G)地域ジュニアクラブ支援事業補助金、(H)ジュニア(中・高)・成年合同地区別練習会支援事業補助金、および(I)「愛媛の顔」競技種目育成支援事業補助金は、平成18年度より補助金支出が開始されているものである。国体推進およびスポーツ強化は愛媛県民の総意であることを所与の前提に、本報告書では概要説明に留めることにする。「7年連続緊縮型」、「一般会計3.27%減5862億円」(平成20年2月19日愛媛新聞1面)というような財政状況下の愛媛県において、多額の財政投下をやむなくされる国体推進およびスポーツ強化が、社会福祉の向上等と比較して、いまなお真に愛媛県民全体の総意であるのか否かについては、別の機会に検討する必要がある。

さて、本件補助金は、第72回国民体育大会の開催に必要な準備を行う愛媛県準備委員会の運営費であり、内訳はつぎのとおりである。

(単位：千円)

総会	247
常任委員会	1,128
総務・施設・競技専門委員会	1,109
募金推進活動	2,500
事務局運営費	2,527
合計	7,511

常任委員会の開催や募金推進活動等に上記コストを要するものか否か疑義が残るところではあるが、第64回、第65回、第66回、第67回の平均が9,313千円とのことであるので、いわゆる「相場」よりも若干低めということである。

(F)えひめ国体ジュニア指導者養成事業費補助金

(1)補助金等の目的、趣旨

「平成18年度当初予算見積額の事項説明書」によると、「愛媛国体における本県の競技力を向上させるにはジュニア選手強化とともに、その指導者の育成が必要不可欠であるため、各競技種目のレベル・状況に応じた優秀な指導者を育成し、愛媛国体を目指した競技力強化を図る」ためのものであり、必要不可欠とのことである。

内訳は、①指導者派遣事業および②トップ指導者招聘事業である。

①指導者派遣事業は、愛媛国体に向けて、若手を中心とした指導者を強豪チームもしくは各競技中央団体が主催する研修会等へ派遣し、国体開催時の中心的指導者の育成を目指すものである。平成18年度予算は、1,047千円で組まれているものである。

②トップ指導者招聘事業は、各競技団体種目ごとに、全国大会等で活躍可能な選手を育てることができる中核的なジュニア指導者を育成するため、中央からトップクラスの指導

者を講師として招き（2泊3日）、選手の指導法の習得を目指すものである。対象数は10競技、各2回、1回につき256,720円で、5,134,400円の予算が組まれている。

○えひめ国体ジュニア育成事業費

(1)補助金等の目的、趣旨

「平成18年度当初予算見積額の事項説明書」によると、「愛媛県スポーツ振興計画の目標にある通り、愛媛国体で優秀な成績を収めるため、愛媛国体開催時に本件選手団の中心となる小、中、高校生のジュニアを対象に、競技力強化につながる事業を実施し、スポーツ人口の底辺拡大とジュニア選手の競技力向上を図り、もって『スポーツ立県えひめ』の実現に資する。」ためのものであり、必要不可欠とのことである。

予算案をみると内容はつぎのとおりである。

① 地域ジュニアクラブ支援事業

10クラブ × 150千円 = 1,500千円

② ジュニア（中・高）・成年合同地区練習会支援事業

高体連 27競技 × 94,200円 × 3回 = 7,630,200円

県体協 13競技 × 94,200円 × 3回 = 3,673,800円

③ ジュニアスポーツ・フロンティアスクール支援事業

県下の小中学校各5校、計10校 × 200千円 = 2,000千円

以上のとおりであり、総額としては14,805千円という規模の補助金となっているが、個別的には多数存在する受益者に対する補助金支出の積み重ねであり、補助金額は不相当に高いものとはいえない。

(G)地域ジュニアクラブ支援事業補助金

(1)補助金等の目的、趣旨

下記9団体に対し、年間150,000円を渡しきるものである。いずれの競技についても、参加者は多数（総計343名）であり、将来を担う少年少女の心身の育成に大きく寄与しているものと認められる。また、活動回数等をみると、年間100回以上の活動を実行しているクラブが3つもあり、現場関係者は真摯にスポーツ活動に取り組んでいるものといえることができる。

クラブ名	競技名	活動回数	対象者	参加人数
松山ジュニアヨットクラブ	セーリング	50回	小学生	16
愛媛ジュニアーズ	ハンドボール	45回	小学生	65
愛媛県銃剣道連盟松山支部	銃剣道	100回	小・中学生	13
まさきくらぶ	ホッケー	43回	小学生	30
ジュニア選抜クラブ	相撲	4回	小学生	30
三島フェンシングクラブ	フェンシング	150回	小・中・高校生	30
北条なぎなたスポーツ少年団	なぎなた	110回	小・中学生	21
松山市カヌー協会	カヌー	3回	小・中学生	108
ジュニア女子新体操選抜クラブ	体操	3回	小・中・高校生	30
合計				343

(H)ジュニア（中・高）・成年合同地区別練習会支援事業補助金

ジュニア（中・高）・成年合同地区練習会支援事業の「94,200円」についても、「えひめ国体ジュニア育成事業」要綱に詳細費目がつぎのように明記されている。

費目	詳細	金額(円)
報償費	講師謝金	20,000
旅費	講師旅費	11,200
需用費	消耗品費	10,000
役務費	通信運搬費	3,000
使用料	会場使用料	50,000
合計		94,200

(I)「愛媛の顔」競技種目育成支援事業補助金

(1)補助金等の目的、趣旨

「平成18年度当初予算見積額の事項説明書」によると、「愛媛国体の参加意欲を高めるため、県民、特に子供たちがスポーツに魅力を感じ、憧れる競技種目を育成するとともに、国体競技に関連する全国大会、地域スポーツ大会等の開催を支援することにより、県民総参加の『手づくり国体』への意識向上に努める。」ためのものであり、必要不可欠とのことである。

具体的には、「子どもたちが憧れ、その後に続きたいと思える『強さ』と『魅力』を持った『手づくり選手』による『愛媛の顔』となる競技種目を育成するため、国体実施全競技を対象に、競技団体から提出された選考資料をもとに、全国大会等で活躍可能と判断されたチーム・個人選手150人に対し、県体協を通して県外遠征費を支援する」というものである。一人あたりの補助金は、56,140円である。

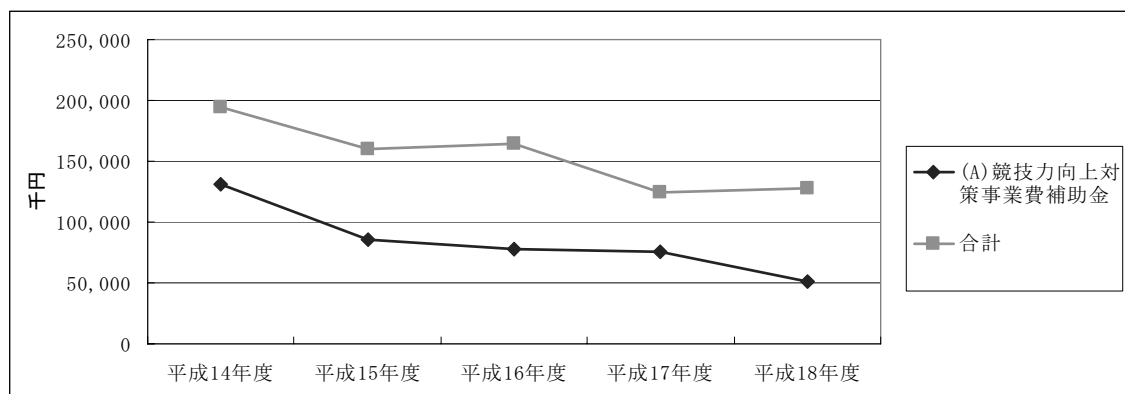
2. 補助金の推移

過去5カ年の補助金の推移を表にすると、つぎのとおりである。

(単位：千円)

負担金、補助及び交付金の名称	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(A) 競技力向上対策事業費補助金	131,234	86,097	77,836	75,616	50,991
(B) 国体予選会派遣費等補助金	21,419	8,761	14,037	11,175	6,857
(C) 国民体育大会派遣事業費補助金	39,197	62,954	69,998	36,007	37,147
(D) 国民体育大会ユニフォーム購入費補助金	2,907	1,827	2,067	1,262	1,677
(E) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会運営費補助金	—	—	—	—	7,511
(F) えひめ国体ジュニア指導者養成事業費補助金	—	—	—	—	5,481
(G) 地域ジュニアクラブ支援事業補助金	—	—	—	—	1,350
(H) ジュニア(中・高)・成年合同地区別練習会支援事業補助金	—	—	—	—	11,030
(I) 「愛媛の顔」競技種目育成支援事業補助金	—	—	—	—	6,193
合計	194,757	159,639	163,938	124,060	128,237

全体として縮小傾向にあることがわかる。(A)競技力向上対策事業費補助金および補助金総額の推移をグラフにしておく。



3. 財団法人愛媛県体育協会について

本件補助金の大半は、財団法人愛媛県体育協会を通じて、各対象者に支出されている。そこで財団法人愛媛県体育協会の財政状態を若干整理しておきたい。財団法人愛媛県体育協会が所管する一般会計、退職手当資金特別会計、競技力向上(国体強化)基金特別会計、総合型地域スポーツクラブ育成支援事業会計の4つ、およびそれら合計に関する収支の状況、財政状態を一覧表にした。並列併記したため若干見にくくなっているが、ご容赦いただきたい。詳細は、平成18年度の財団法人愛媛県体育協会の事業報告書を参照されたい。

(単位：千円)

	一般会計		退職手当資金特別会計		競技力向上（国体強化） 基金特別会計		総合型地域スポーツクラブ 育成支援事業会計		合計	
	科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
収入	県補助金収入	131,012			負担金収入	5,672	日本体育協会委託金収入	1,617		
	その他補助金収入	17,565			体育協会役員・寄付金収入	1,000				
	会費収入	18,077			雑収入	73	雑収入	87		
	スポーツ少年団収入	11,665			他会計からの繰入金収入	37,434				
	その他収入	12,470	特定資産取崩収入	7						
	収入計	190,789	収入計	7	収入計	44,179	収入計	1,704	収入計	236,679
支出	競技力向上費支出	124,234			ジュニア育成費支援支出	4,234	事業支出	1,704		
	その他事業支出	21,718								
	職員給与支出	33,576								
	その他管理費支出	7,012								
	支出計	186,540	支出計	0	支出計	4,234	支出計	1,704	支出計	192,478
収支差額	事業活動収支差額	4,249	事業活動収支差額	7	事業活動収支差額	39,945	事業活動収支差額	0	事業活動収支差額	44,201
流動資産	現金預金	14,450	現金預金	24,326	現金預金	91,153	現金預金	117		
	未収金	34,866			短期貸付金	36,198	未収金	323		
	仮払金	13,103								
	立替金	566								
	流動資産計	62,987	流動資産計	24,326	流動資産計	127,351				
固定資産	基本財産定期預金	40,600								
資産合計	103,587	資産合計	24,326	資産合計	127,351	資産合計	440	資産合計	255,704	
流動負債	特別会計からの短期借入金	36,198								
	未払金	7,427			未払金	771	未払金	388		
	預り金	1,131			預り金	1	預り金	51		
	流動負債計	44,756	流動負債計	0	流動負債計	772	流動負債計	440	流動負債計	45,968
正味財産	基本財産	40,600	基本財産		基本財産		基本財産		基本財産	40,600
	当期正味財産	4,249	当期正味財産	7	当期正味財産	39,944			当期正味財産	44,200
	その他正味財産	13,982	その他正味財産	24,318	その他正味財産	86,635			その他正味財産	124,935
負債・正味財産計	103,587	負債・正味財産計	24,326	負債・正味財産計	127,351	負債・正味財産計	440	負債・正味財産計	255,704	

4. 監査結果

(1) (A) 競技力向上対策事業費補助金について

① 今回の問題の発覚までにおいて、補助金を支出している愛媛県および財団法人愛媛県体育協会の職員の誰もが、過去の補助金の各競技団体での活動報告について、正確に把握していない状態にあったということである。

県民から徴収した税金その他貴重な財源で賄われるのであるから、補助金の使用目的に従って「補助認定か、もしくは補助認定外か」について愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 17 号）第 23 条の帳簿書類の備付け、第 24 条にいう立入検査権があるのであるから、その活動状況や処理状況の把握、その運営管理状況の検証をしておかなければならなかったはずができていなかったのである。（指摘）

② 愛媛県は、問題発覚後直ちに内容の調査を行ったが、本件について「補助認定か、もしくは補助認定外か」について書類紛失等で実施が証明されなかったもの、経費の支出が確認できないものといった補助認定の是非の検討のための証明等についての確認はしているも、当該補助金の受領者である各競技団体における処理状況、その活動実態等の検証はできていない。

補助金の使途を超えての任意団体の活動実態の検証は権限濫用に当たるためこれができず、愛媛県補助金等交付規則第 24 条にいう立入検査権も補助金の使途等に関するものに限定されると説明されるが、この補助金の目的は愛媛県の選手が国体等全国大会での上位入賞を獲得すること、スポーツ選手のレベルアップにあるのであり、それが県民から徴収された税金等から賄われているのであるから、支出先がその目的通りの活動をし、選手を育てているか等々各競技団体の活動実態の把握はどうしても必要なのではないのか。調査権限無しという前に、各競技団体の実態把握のためのできる方法を検討し、その対策をとるべきである。そうでなければ県民を納得できないであろう。（意見）

③ 今回の問題の本質は、県において各業務に携わる皆さんの仕事への取組が決められた書式、形式を整えているかどうかの検証に終始し、その実質、その事業の真の目的を意識できていないことにあるのではないかと危惧した次第である。このようなことを言っては失礼かもしれないが「信念」の欠如なのではないかと思う。

「私はこの事業を行うことを偶々担当として足を突っ込んでいるが、足を踏み入れたからには国体ですばらしい成績を残す選手を育てることに一役を果たすぞ。」という強い信念があれば、そのスポーツの選手達のスケジュールや遠征先等も知らぬ間に覚えてしまい、違えばおかしいと感じ、そして規定について、ここはこのようにした方が選手達も対応しやすいと判断できれば、今回のような形での発覚以前にきちんと対応できていたはずである。

精神論から離れれば、少なくとも、今回の処分対象者以外の職員にも共通視される全体と

しての県民への信用と信頼を失わしめることのないよう、外部からもその実施内容がよく見える方法で、その他の事業を含めた全般業務に関するチェック体制の再点検と結果報告を行う必要がある。（意見）

④ 今回の問題は、財政の危機だからと職員の給与さえカットしている中で、その必要性が十分に吟味されないまま継続して予算が組まれている状態である。実態を正確に把握しなければ、その支出の必要性の判断が適切にできるはずはない。翌年度の支出の妥当な必要額が見積もれるはずもない。

さらに今回の事件には、縦割りの組織と予算配分システムによる弊害が如実に示されている。愛媛県の現状の組織体制には、全体の支出のバランスを適切に判断し調節できる機能が欠けているといわざるを得ない。県は、担当部門を越えた全般の事業の把握と必要性の判断が可能な人材の育成と組織体制の整備を早急に行う必要がある。これは総論でも述べたことであるが、ここでも敢えて述べた次第である。（意見）

以上